

立川市特定空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市内に所在する空家等、管理不全空家等及び特定空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、事故、火災、犯罪等の発生を防止するとともに、市民の良好な生活環境の確保を図り、もって市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 管理不全空家等 そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいう。
- (3) 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(市の責務)

第3条 市は、空家等の適正な管理に関する知識の普及及び意識の啓発に取り組むとともに、空家等に関する必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該空家等が管理不全空家等又は特定空家等にならないよう、常に適正に維持管理しなければならない。

- 2 所有者等は、当該空家等が管理不全空家等又は特定空家等に該当するときは、自らの責任において、その状態を解消しなければならない。

(立入調査等)

第4条の2 市長は、市内の空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調

査その他空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員又は委任する者（以下「職員等」という。）に、空家等と認められる場所に立ち入り、その状況を調査させることができる。

3 市長は、前項の規定により、職員等を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により立入調査をする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（所有者等への要請）

第5条 前条に規定する調査により所有者等を確認したときは、当該所有者等に対し、当該空家等を適正に管理するように求めるとともに、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

（特定空家等認定審査会の設置）

第6条 市長の諮問に応じ、管理不全空家等及び特定空家等の適正管理に必要な事項を審査するため、立川市特定空家等認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（管理不全空家等の認定）

第7条 市長は、空家等が別に定める基準による管理不全空家等の要件に該当すると認めるときは、当該空家等を管理不全空家等と認定する。

（管理不全空家等の所有者等に対する勧告）

第8条 市長は、前条の規定により管理不全空家等の認定をした空家等の所有者等に対し、法第13条第2項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ審査会に諮問するものとする。

（特定空家等の認定）

第9条 市長は、第4条の2に規定する調査を行った空家等が別に定める基準による特定空家等の要件に該当すると認めるときは、当該空家等を特定空家等と認定する。

2 市長は、前項の規定により特定空家等の認定をするときは、あらかじめ審査会に諮問するものとする。

（事前手続）

第10条 市長は、法第22条第9項又は第10項の規定による措置を行おうとするときは、あ

らかじめ審査会に諮問するものとする。

(応急措置)

第11条 市長は、空家等の管理不全な状態に起因して、人の生命、身体又は財産に対する重大な被害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等の負担において、当該被害を防ぐため必要な最小限度の応急措置を講ずることができる。

2 市長は、前項に規定する応急措置を講じたときは、当該空家等の所在地及び当該応急措置の内容を当該空家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、所有者等又はその連絡先を確知することができないときは、告示するものとする。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第12条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月10日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月21日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月26日条例第19号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。